# 平成26年度第8回理事会議事概要

日 時: 平成26年12月5日(金) 16:30~17:35

場 所: 森林農地整備センター 役員会議室

出席者: 理事長 鈴木 和夫

理事(企画・総務担当) 鈴木 信哉

理事(研究担当) 大河内 勇

理事(森林業務担当) 城土 裕

理事(業務承継円滑化・適正化担当) 百々謙治郎

監事 滑志田 隆

監事 西田 篤實

総括審議役 肥後 賢輔

総括審議役 飯田 道夫

審議役 安樂 勝彦

企画部長 落合 博貴

#### 1. 開会

#### 2. 議事

本日は議題が2件、報告が5件となっています。順次、説明をお願いします。

(1) 森林保険業務移管に係る中期目標、中期計画、業務方法書の変更(案)について

#### (鈴木理事)

保険業務の移管については、主務官庁による中期目標の改定に基づき、森林 総研として、中期計画及び業務方法書の改正を行い、主務大臣の承認を受ける こととなりますが、改正作業に掛かる時間的な見通しが不透明なことから、現 時点での主な改正点について、主務官庁と協議を進めているところであり、そ のポイントをご説明した上で、これからもそのような方向性で案を詰めていく ということについて理事会のご承認をいただければと考え、議題に挙げさせて いただきました。

改正内容等についての説明は省略しますが、今後、評価委員会の開催により、 中期目標が改正されれば、速やかに中期計画及び業務方法書の改正作業に取組 むこととなりますのでご了知願います。

なお、中期目標の改正のうち、コンプライアンスや監査体制の強化等については、今後改めてご説明する場を設けることとなると思われますので申し添えます。

#### (城土理事)

保険業務に係わる部分を追加するのみとのことですが、研究部門や水源林事業と共通する事項も含まれていますので、今後の検討・調整の過程でその辺りの調整・配慮が必要と考えます。

#### (鈴木理事)

独法通則法や閣議決定の内容を踏まえて改正する部分もありますのでご指摘 の点も踏まえて対応したいと思います。

#### (大河内理事)

支出と収入の関係ですが、業務収入は保険料ですが、支出である人件費や業務経費は基本的に保険料収入から出すという理解で良いですか。

#### (鈴木理事)

はい、そうなります。

#### (安樂審議役)

出向者の人件費も保険料で支払うのでしょうか。

#### (鈴木理事)

はい、その方向ですが、民間損保とか森林組合系統から来た職員の共済経費などについては、そちらで負担することになろうと思います。

それ以外はこちらで負担することになると思います。

#### (安樂審議役)

欠損が出た場合には借入金ができることになっていますが、上限値はあるのでしょうか。

### (鈴木理事)

はい、定められています。一方、剰余金が出た場合は積立金に回すことと定められています。

なお、積立金の取り崩しについては、保険料を算定する委員会で決めること となっています。

#### (城土理事)

先ほどの保険料で賄われる人件費はあくまで保険業務に係わる分であって、 監事の分等共通する経費は別の整理になりますね。

#### (鈴木理事)

はい、事業運営費の中で勘定間での調整が必要になります。

#### (滑志田監事)

金融業務を行わない場合でも文言として規定する必要があるのですか。 森林保険業務についてもしっかりした監査体制を作って行く必要があると考えます。

#### (鈴木理事)

金融業務についてもきちんと記述することになっています。また、監査体制

の強化に向けた検討も進めています。

#### (百々理事)

理事会の議事録上の位置付けはどうなりますか。

#### (鈴木理事)

森林保険業務が追加されることによって、中期目標が定められた場合には、 中期計画と業務方法書についての改正作業をそれに即して進めるということを、 理事会として承認いただくという位置付けです。

#### (理事長)

つまり、中期目標の改正点を踏まえて、中期計画・業務方法書の問題点を議論したという位置付けと理解します。

本議題は理事会として了承されました。

### (2) 平成26年度賃金改定について

#### (肥後総括審議役)

役員給与等の平成26年度の取扱いについては、給与規程の一部改正を行う とともに、役員給与規程第4条4項におきまして、理事長は役員の業績を考慮 して必要があると認めるときは俸給の月額を増減すると規定されています。

平成25年度につきましては、総合評価がAとされています。また、25年度の役員給与の取扱いにおいても、24年度の総合評価がAであること等を踏まえて増減していませんので、これらを踏まえて今年度についても増減しないこととして考えています。

理事会での議論を踏まえて理事長に決定いただきたいと思いますのでご提案 します。

#### (鈴木理事)

補足します。今回の改正は賃金を上げる部分は妥結したのですが、包括的に 来年4月以降の給与表の引き下げ等が妥結しておらず、したがって役員の分に ついても決められない状況なのでお知らせしておきます。

### (理事長)

本件議題については理事会として了承されました。

### (肥後総括審議役)

議題は以上です。では、報告事項に入ります。

(3) 森林農地整備センターの職員の採用状況について

#### (飯田総括審議役)

森林農地整備センターの平成27年4月1日採用職員について、11月25日に8名の最終合格者を決定しました。内訳は男性2名、女性6名で、8名中2名は、技術系として採用することとしています。

この結果、27年4月1日新規採用者は、既に10月1日に内定済みの技術系5名と合わせ、技術系7名、事務系6名、計13名となります。

(4) 財政融資資金等の実地監査について

### (飯田総括審議役)

財務省理財局による実地監査については、9月から10月に掛けてセンター本部や整備事務所等の往査が行われ、それを踏まえた所見の伝達、監査結果の通知を受け、センター所長との意見交換、監査意見に対する対応策の提出を行って来ました。内容は来年度の財政審に報告されることになります。

(5) 水源林造成事業に係る労働安全衛生指導等への取組みについて

#### (飯田総括審議役)

具体的には、整備局・事務所の労働安全衛生管理体制と職員の指導能力の向上、造林義務者等への指導の強化・充実、請負・委託作業等を行う事業者等に対する安全指導手順の明確化、労働災害発生時の対応手順の明確化等に取り組んでいるところです。

(6) 水源林シンポジウム「災害に強い森林づくりをめざして」の開催結果につ

いて

### (飯田総括審議役)

11月11日に森林農地整備センターが京都市で開催したシンポジウム「災害に強い森林づくりをめざして」については、近畿地方や広島県を含め、200名程度の参加者とマスコミ各社の取材があり、高い関心が寄せられました。

また、パネルディスカッションでは多くの質問がなされ活発な意見交換が行われました。

シンポジウムの開催を通じて、森林が防災・減災に果たす役割や今後の水源 林整備のあり方について広く情報発信することが出来ました。

(7) 東北支所・育種場の監査結果について

### (西田監事)

実施日は11月19日~21日で、事前に保有資産の状況、貸与契約、物品 契約等の説明を監査室長から受けた上で監査を行いました。

東北育種場以下の各施設の詳細については、資料をご覧ください。

全体として、保有資産や管理の実態、用地の貸付等について特段の問題はなく、入札や研究成果の普及も適切に行われていました。

今後も、地域との関わりに取り組むとともに、研究成果の発信に努めていただきたいと考えます。

#### (8) その他

#### (落合企画部長)

研究職員の採用状況については、平成27年4月の新規採用者は10数名程度を予定していますので報告します。

現在、準備中ですが来週中には公募を開始したいと考えています。

また、早期退職者は3,4名程度を見込んでいます。

# (肥後)

報告事項は以上です。これにて終了します。

次回の平成26年度第9回理事会は、来年の1月8日(木)に本所で開催されます。

## 3. 閉会